

交付図書の訂正について

令和5年1月27日付けで入札公告を行った「秋田自動車道 黒沢工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者に送付致します。

令和5年3月3日

契約責任者

東日本高速道路株式会社

東北支社長 田仲 博幸

【訂正内容】

- ・ 特記仕様書
- ・ 設計図（5/7）黒沢川橋下部工
- ・ 設計図（6/7）工事用仮栈橋工

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください。

秋 田 自 動 車 道

黒 沢 工 事

交 付 図 書 正 誤 表

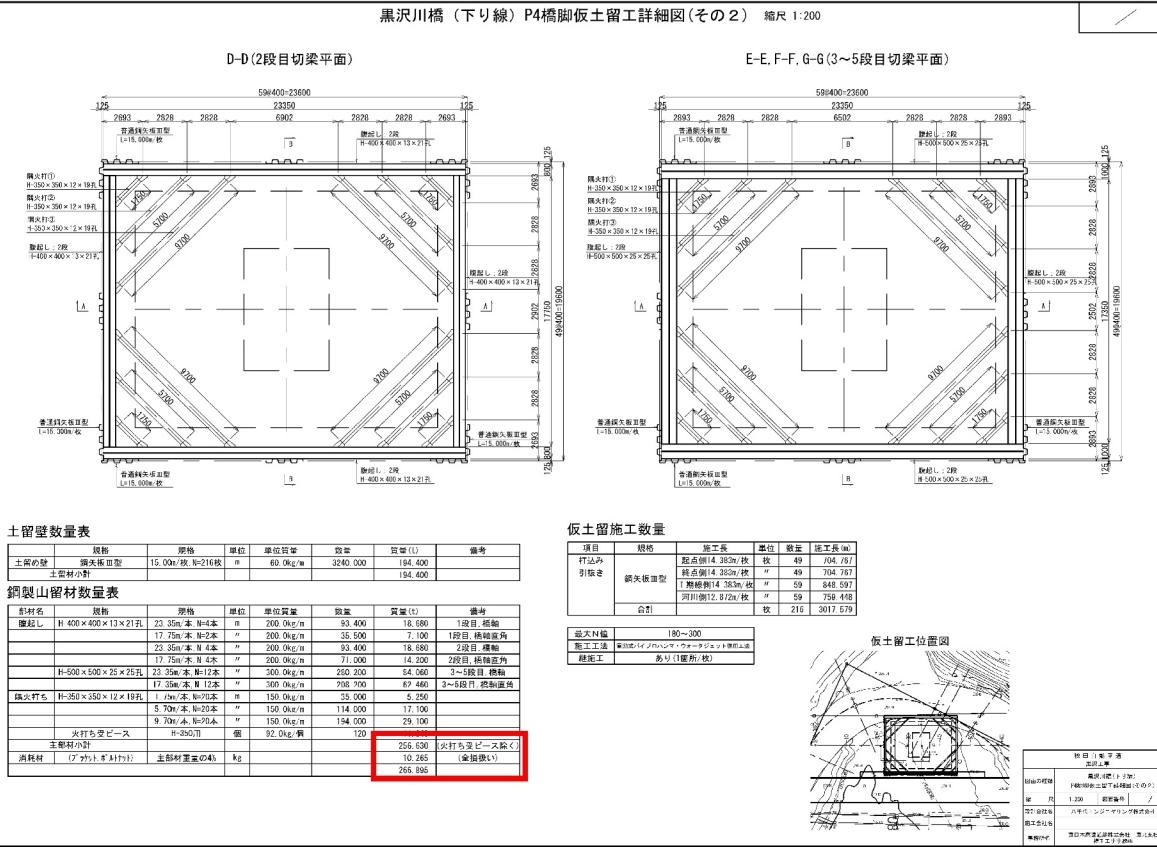
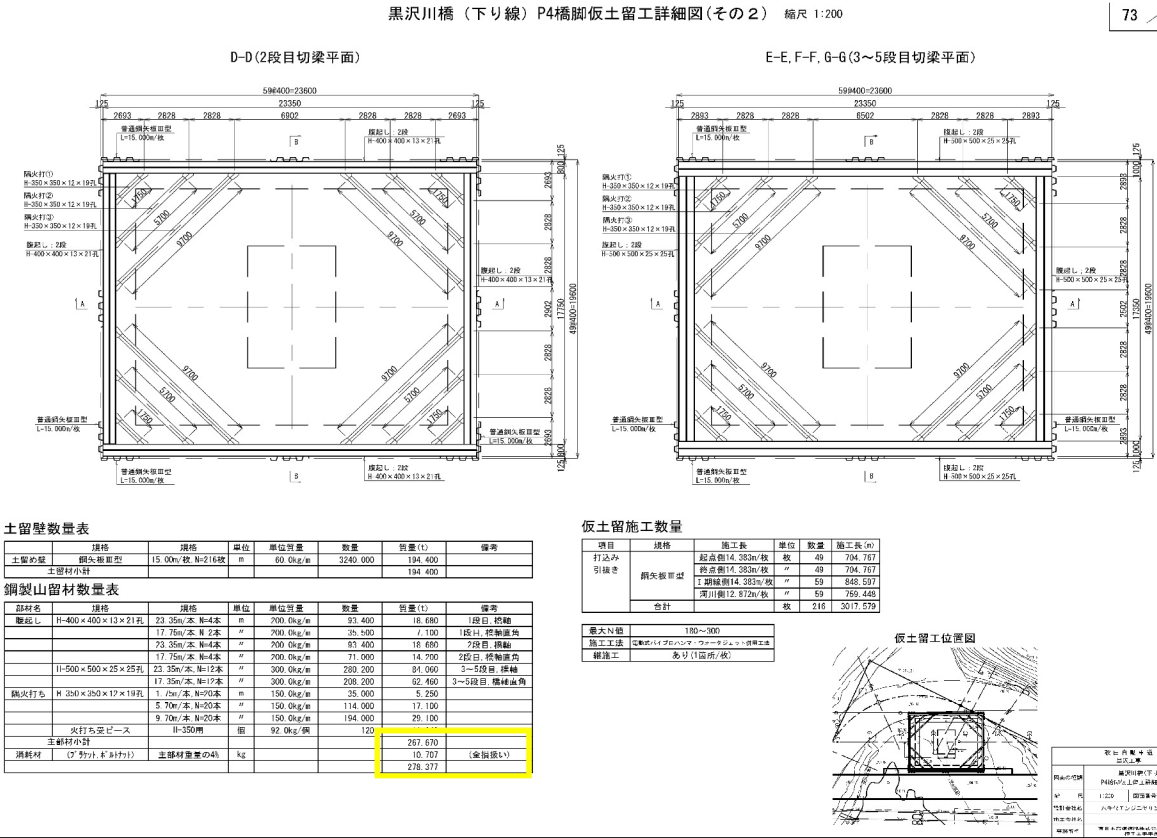
令和 5 年 3 月

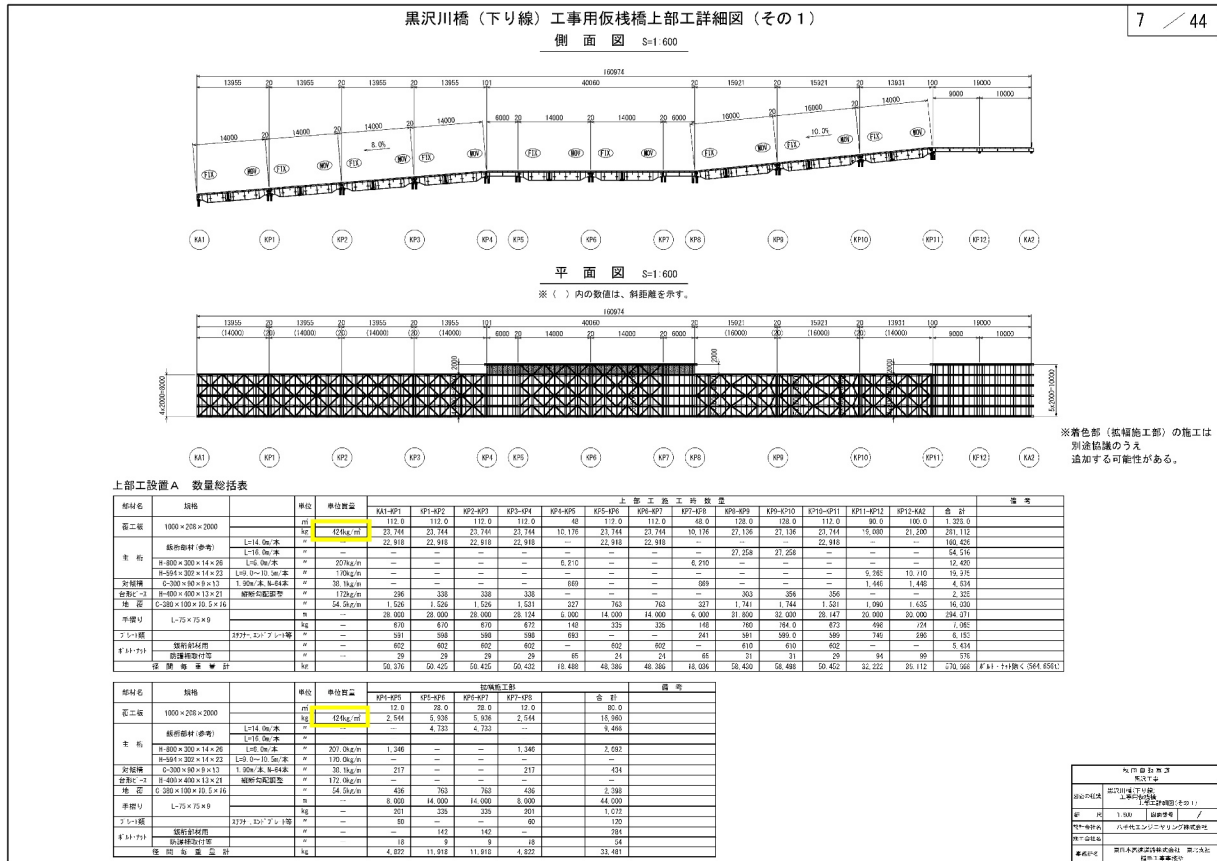
東日本高速道路株式会社 東北支社

横 手 工 事 事 務 所

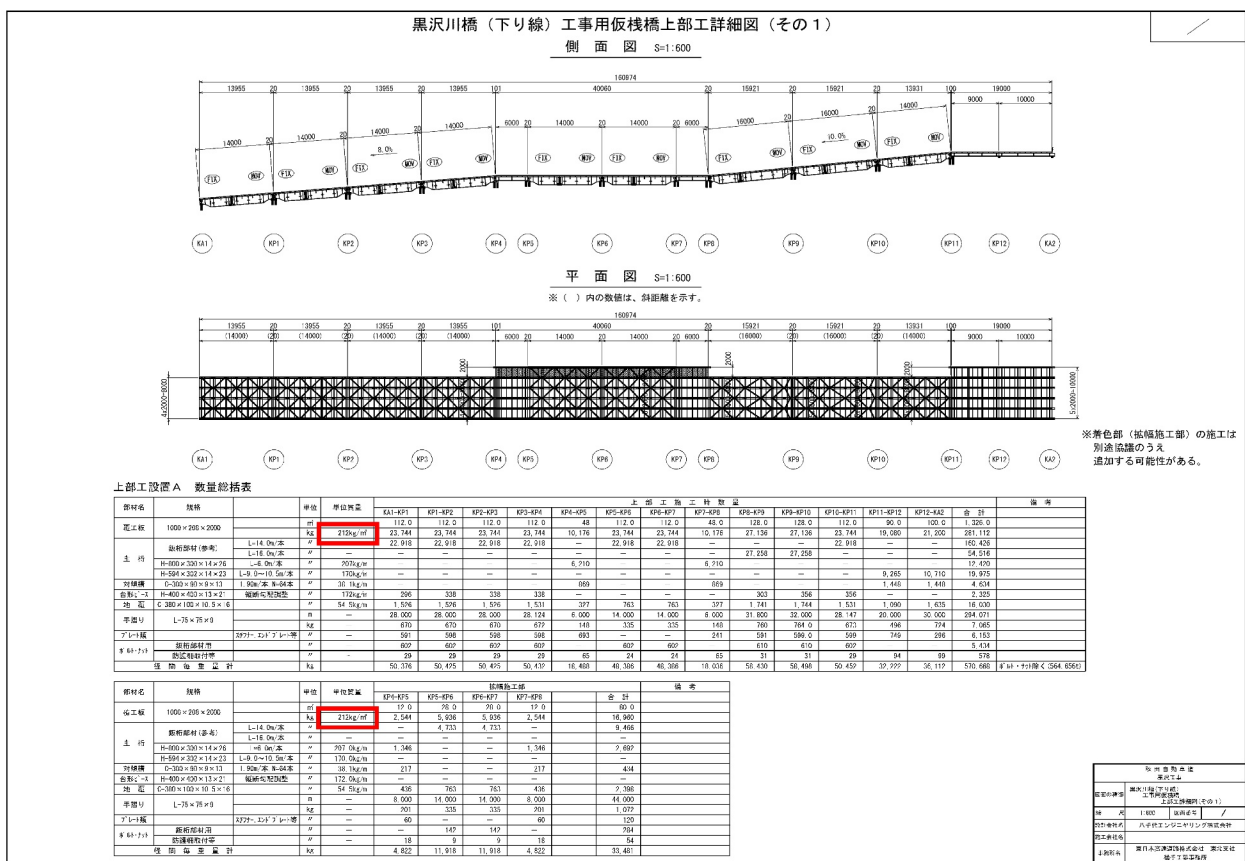
対象	誤	正	備考																																																				
特記仕様書 特記仕様書28-2 道路掘削	28. 工事細部に関する事項 28-1 施工計画書 共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。 (1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策 (2) 一般道の交通規制及び道路閉鎖計画 (3) 黒沢橋A2橋台及び黒沢川橋A1橋台施工時における本線（供用区間）への安全対策 28-2 道路掘削 (1) 種別 共通仕様書2-6-1（1）に規定する道路掘削の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>作業内容</th></tr><tr><td>道路掘削 土砂A</td><td>1) 本線部における土砂の掘削、積込み 2) 本線路体部及び裏込め盛土への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節</td></tr><tr><td>道路掘削 土砂（表土）A</td><td>1) 本線部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 本線下部路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節</td></tr></table> ※作業内容に記載する土砂の土質区分は土砂B相当、土砂（表土）の土質区分は土砂C相当とする。 (2) 支払 共通仕様書2-6-7「支払」に下記を追加する。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>検測の単位</th></tr><tr><td>2-（2）道路掘削</td><td></td></tr><tr><td>土砂A</td><td>m³</td></tr><tr><td>土砂（表土）A</td><td>m³</td></tr></table> 28-3 盛土工 (1) 種別 共通仕様書2-7-1に規定する盛土工の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>作業内容</th><th>備考</th></tr><tr><td>盛土工 盛土工B1</td><td>山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、上部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。</td><td>山内TNずり： 軟岩A相当</td></tr><tr><td>盛土工 盛土工B2</td><td>山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、下部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。</td><td>山内TNずり： 軟岩A相当</td></tr><tr><td>盛土工 盛土工B3</td><td>山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、本線路体盛土、裏込め盛土を施工するものをいう。 TNずりの敷き均し、締固め、含水比の調整。</td><td>山内TNずり： 軟岩A相当</td></tr></table>	単価表の項目	作業内容	道路掘削 土砂A	1) 本線部における土砂の掘削、積込み 2) 本線路体部及び裏込め盛土への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節	道路掘削 土砂（表土）A	1) 本線部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 本線下部路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節	単価表の項目	検測の単位	2-（2）道路掘削		土砂A	m ³	土砂（表土）A	m ³	単価表の項目	作業内容	備考	盛土工 盛土工B1	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、上部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当	盛土工 盛土工B2	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、下部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当	盛土工 盛土工B3	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、本線路体盛土、裏込め盛土を施工するものをいう。 TNずりの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当	28. 工事細部に関する事項 28-1 施工計画書 共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書の提出を要する事項に、以下の事項を追加する。 (1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策 (2) 一般道の交通規制及び道路閉鎖計画 (3) 黒沢橋A2橋台及び黒沢川橋A1橋台施工時における本線（供用区間）への安全対策 28-2 道路掘削 (1) 種別 共通仕様書2-6-1（1）に規定する道路掘削の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>作業内容</th></tr><tr><td>道路掘削 土砂A</td><td>1) 本線部における土砂の掘削、積込み 2) 本線路体部及び裏込め盛土への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節</td></tr><tr><td>道路掘削 土砂（表土）A</td><td>1) 本線部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 本線下部路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節</td></tr></table> ※作業内容に記載する土砂の土質区分は土砂B相当、土砂（表土）の土質区分は土砂E相当とする。 (2) 支払 共通仕様書2-6-7「支払」に下記を追加する。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>検測の単位</th></tr><tr><td>2-（2）道路掘削</td><td></td></tr><tr><td>土砂A</td><td>m³</td></tr><tr><td>土砂（表土）A</td><td>m³</td></tr></table> 28-3 盛土工 (1) 種別 共通仕様書2-7-1に規定する盛土工の単価表の項目及び作業内容は、次のとおりとする。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>作業内容</th><th>備考</th></tr><tr><td>盛土工 盛土工B1</td><td>山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、上部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。</td><td>山内TNずり： 軟岩A相当</td></tr><tr><td>盛土工 盛土工B2</td><td>山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、下部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。</td><td>山内TNずり： 軟岩A相当</td></tr><tr><td>盛土工 盛土工B3</td><td>山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、本線路体盛土、裏込め盛土を施工するものをいう。 TNずりの敷き均し、締固め、含水比の調整。</td><td>山内TNずり： 軟岩A相当</td></tr></table>	単価表の項目	作業内容	道路掘削 土砂A	1) 本線部における土砂の掘削、積込み 2) 本線路体部及び裏込め盛土への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節	道路掘削 土砂（表土）A	1) 本線部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 本線下部路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節	単価表の項目	検測の単位	2-（2）道路掘削		土砂A	m ³	土砂（表土）A	m ³	単価表の項目	作業内容	備考	盛土工 盛土工B1	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、上部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当	盛土工 盛土工B2	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、下部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当	盛土工 盛土工B3	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、本線路体盛土、裏込め盛土を施工するものをいう。 TNずりの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当	訂正
単価表の項目	作業内容																																																						
道路掘削 土砂A	1) 本線部における土砂の掘削、積込み 2) 本線路体部及び裏込め盛土への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節																																																						
道路掘削 土砂（表土）A	1) 本線部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 本線下部路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																						
2-（2）道路掘削																																																							
土砂A	m ³																																																						
土砂（表土）A	m ³																																																						
単価表の項目	作業内容	備考																																																					
盛土工 盛土工B1	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、上部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当																																																					
盛土工 盛土工B2	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、下部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当																																																					
盛土工 盛土工B3	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、本線路体盛土、裏込め盛土を施工するものをいう。 TNずりの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当																																																					
単価表の項目	作業内容																																																						
道路掘削 土砂A	1) 本線部における土砂の掘削、積込み 2) 本線路体部及び裏込め盛土への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節																																																						
道路掘削 土砂（表土）A	1) 本線部における土砂(表土)の掘削、積込み 2) 本線下部路体への運搬、敷均し、締固め、整形及び仕上げ 3) 含水量の調節																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																						
2-（2）道路掘削																																																							
土砂A	m ³																																																						
土砂（表土）A	m ³																																																						
単価表の項目	作業内容	備考																																																					
盛土工 盛土工B1	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、上部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当																																																					
盛土工 盛土工B2	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、下部路床を施工するものをいう。 TNズリの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当																																																					
盛土工 盛土工B3	山内トンネル工事から発生したTNずりを施工箇所で荷受け・仮置きし、本線路体盛土、裏込め盛土を施工するものをいう。 TNずりの敷き均し、締固め、含水比の調整。	山内TNずり： 軟岩A相当																																																					

対象	誤	正	備考																																																				
特記仕様書 特記仕様書28-14 工事用仮栈橋工	なお、上表における仮橋設置期間とは、本工事による設置開始から、使用後、他工事に引き渡され、他工事において撤去完了までの期間をいう。 (3) 施工 受注者は、施工に先立ち必要な品質規格満足している仮設材料であることを確認のうえ、仮設構造物工指針(社団法人 日本道路協会)に基づき施工しなければならない。 また、当該工事用仮栈橋の引渡しについては、他工事受注者と立会の上、引渡すものとする。 杭橋脚の施工においては、設計図書及び監督員の指示に従い行うものとするが、監督員が必要と認めて施工方法を変更した場合については、その指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。 (4) 数量の検測 1) 工事用仮栈橋上部工設置A、下部工設置Aの検測は、設計数量（t）で行うものとする。 (5) 支払 工事用仮栈橋設置工の支払は、前項の規定に従って検測された工事用仮栈橋工の数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う工事用仮栈橋の設置、材料費(中古品)等、工事用仮栈橋工の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>検測の単位</th></tr><tr><td>特一（4）工事用仮栈橋工</td><td></td></tr><tr><td>上部工設置A</td><td>t</td></tr><tr><td>下部工設置A</td><td>t</td></tr></table> 8－1 5 割掛対象表の項目に示す工事の内容 割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書 第1章「総則」「表1－3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下記のとおりとする。 <table><tr><th>割掛対象表の項目名称</th><th>工 事 の 内 容</th></tr><tr><td>工事用機械分解組立費（土工）</td><td>土工等に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>工事用機械分解組立費（基礎杭）</td><td>基礎杭に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>工事用機械分解組立費（工事用仮栈橋工）</td><td>工事用仮栈橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>工事用車両泥落し費</td><td>工事用車両の泥落し（人力）に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>足場工費（基礎杭）</td><td>基礎杭に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>足場工費（橋梁下部工・L型擁壁）</td><td>橋梁下部工・L型擁壁に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>ターンテーブル設備費</td><td>工事用車両の方向転換に必要なターンテーブル設備に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>仮設ライナープレート費</td><td>場所打ちコンクリート杭(人力掘削)のライナープレートを使</td></tr></table> 33	単価表の項目	検測の単位	特一（4）工事用仮栈橋工		上部工設置A	t	下部工設置A	t	割掛対象表の項目名称	工 事 の 内 容	工事用機械分解組立費（土工）	土工等に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費（基礎杭）	基礎杭に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費（工事用仮栈橋工）	工事用仮栈橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用車両泥落し費	工事用車両の泥落し（人力）に要する費用をいう。	足場工費（基礎杭）	基礎杭に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。	足場工費（橋梁下部工・L型擁壁）	橋梁下部工・L型擁壁に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。	ターンテーブル設備費	工事用車両の方向転換に必要なターンテーブル設備に要する費用をいう。	仮設ライナープレート費	場所打ちコンクリート杭(人力掘削)のライナープレートを使	なお、上表における仮橋設置期間とは、本工事による設置開始から、使用後、他工事に引き渡され、他工事において撤去完了までの期間をいう。 (3) 施工 受注者は、施工に先立ち必要な品質規格満足している仮設材料であることを確認のうえ、仮設構造物工指針(社団法人 日本道路協会)に基づき施工しなければならない。 また、当該工事用仮栈橋の引渡しについては、他工事受注者と立会の上、引渡すものとする。 杭橋脚の施工においては、設計図書及び監督員の指示に従い行うものとするが、監督員が必要と認めて施工方法を変更した場合については、その指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。 (4) 数量の検測 1) 工事用仮栈橋工上部工設置A、下部工設置Aの検測は、設計数量（t）で行うものとする。 (5) 支払 工事用仮栈橋工の支払は、前項の規定に従って検測された工事用仮栈橋工の数量に対し、1 t当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う工事用仮栈橋の設置、材料費等、工事用仮栈橋工の施工に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。 <table><tr><th>単価表の項目</th><th>検測の単位</th></tr><tr><td>特一（4）工事用仮栈橋工</td><td></td></tr><tr><td>上部工設置A</td><td>t</td></tr><tr><td>下部工設置A</td><td>t</td></tr></table> 2 8－1 5 割掛対象表の項目に示す工事の内容 割掛対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書 第1章「総則」「表1－3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、下記のとおりとする。 <table><tr><th>割掛対象表の項目名称</th><th>工 事 の 内 容</th></tr><tr><td>工事用機械分解組立費（土工）</td><td>土工等に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>工事用機械分解組立費（基礎杭）</td><td>基礎杭に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>工事用機械分解組立費（工事用仮栈橋工）</td><td>工事用仮栈橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>工事用車両泥落し費</td><td>工事用車両の泥落し（人力）に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>足場工費（基礎杭）</td><td>基礎杭に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>足場工費（橋梁下部工・L型擁壁）</td><td>橋梁下部工・L型擁壁に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>ターンテーブル設備費</td><td>工事用車両の方向転換に必要なターンテーブル設備に要する費用をいう。</td></tr><tr><td>仮設ライナープレート費</td><td>場所打ちコンクリート杭(人力掘削)のライナープレートを使</td></tr></table> 33	単価表の項目	検測の単位	特一（4）工事用仮栈橋工		上部工設置A	t	下部工設置A	t	割掛対象表の項目名称	工 事 の 内 容	工事用機械分解組立費（土工）	土工等に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費（基礎杭）	基礎杭に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費（工事用仮栈橋工）	工事用仮栈橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用車両泥落し費	工事用車両の泥落し（人力）に要する費用をいう。	足場工費（基礎杭）	基礎杭に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。	足場工費（橋梁下部工・L型擁壁）	橋梁下部工・L型擁壁に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。	ターンテーブル設備費	工事用車両の方向転換に必要なターンテーブル設備に要する費用をいう。	仮設ライナープレート費	場所打ちコンクリート杭(人力掘削)のライナープレートを使	訂正
単価表の項目	検測の単位																																																						
特一（4）工事用仮栈橋工																																																							
上部工設置A	t																																																						
下部工設置A	t																																																						
割掛対象表の項目名称	工 事 の 内 容																																																						
工事用機械分解組立費（土工）	土工等に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																						
工事用機械分解組立費（基礎杭）	基礎杭に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																						
工事用機械分解組立費（工事用仮栈橋工）	工事用仮栈橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																						
工事用車両泥落し費	工事用車両の泥落し（人力）に要する費用をいう。																																																						
足場工費（基礎杭）	基礎杭に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。																																																						
足場工費（橋梁下部工・L型擁壁）	橋梁下部工・L型擁壁に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。																																																						
ターンテーブル設備費	工事用車両の方向転換に必要なターンテーブル設備に要する費用をいう。																																																						
仮設ライナープレート費	場所打ちコンクリート杭(人力掘削)のライナープレートを使																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																						
特一（4）工事用仮栈橋工																																																							
上部工設置A	t																																																						
下部工設置A	t																																																						
割掛対象表の項目名称	工 事 の 内 容																																																						
工事用機械分解組立費（土工）	土工等に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																						
工事用機械分解組立費（基礎杭）	基礎杭に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																						
工事用機械分解組立費（工事用仮栈橋工）	工事用仮栈橋工に関する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																						
工事用車両泥落し費	工事用車両の泥落し（人力）に要する費用をいう。																																																						
足場工費（基礎杭）	基礎杭に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。																																																						
足場工費（橋梁下部工・L型擁壁）	橋梁下部工・L型擁壁に関する施工に必要な足場工に要する費用をいう。																																																						
ターンテーブル設備費	工事用車両の方向転換に必要なターンテーブル設備に要する費用をいう。																																																						
仮設ライナープレート費	場所打ちコンクリート杭(人力掘削)のライナープレートを使																																																						





坂田自治会 坂田支部			
自治の起源	黒沢川(下)段、 上寺河内川 上寺河内川(その1)		
創 設	1.9.0	創設者	/
代表者氏名	八木代エリシヤリング株式会社		
設立趣意			
事務所	岡山本県済済株式会社 岡山大 橋第3事務所		



取 引 条 件 注 示 記 号			
国庫の課税	課税1期(下記)： 正価(税別) 送料(税別) 送料(税別)		
種 別	1:000	送料(税別)	/
設計会社名	ハナタエンジニアリング株式会社		
施工会社名			
引当金	東日本建設株式会社 東京支社 〒100-0001 東京都千代田区千代田		